

主な指摘事項 【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針について記載すること。 ・特定施設従業者の職務内容について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続について記載すること。 ・施設の利用に当たっての留意事項について記載すること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。 ・虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・その他運営に関する重要事項について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 	3件
運営	特定施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合において、特定施設サービス計画を作成することなく指定特定施設入居者生活介護を提供していることが確認された。指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、特定施設サービス計画の内容を利用者又はその家族説明した上で文書により利用者の同意を得て、当該特定施設サービス計画を利用者に交付すること。 <p>また、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合においては、居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めること。</p>	1件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 	3件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。 	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の防止のための会議の記録の保管期間が2年間となっているため、サービス完了の日から5年間に修正すること。 	1件

計9件